

【主な改正箇所】

項目	内容	掲載ページ
令和4年度中間見直し		
	今回の見直しについて、令和4年3月に改正された「宮城こども・子育て県民条例」に基づいた見直しである旨などの説明を追記した。	P3
IV 計画で推進する施策及び事業		
児童生徒支援体制 充実事業	教育機会確保法の観点から、不登校は問題行動ではないという認識に基づき、多様な教育機会の確保や支援体制の充実を図るため、「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の名称を改め、「児童生徒支援対策充実事業」とした。	P15 ほか
学ぶ土台づくり推 進事業	「学ぶ土台づくり」普及啓発事業」の開始より10年余りが経過し、「学ぶ土台づくり」の取組について広く理解が進んできたことから、今後はさらにその取組の推進を図るため「学ぶ土台づくり」普及啓発事業」の名称を改め、「学ぶ土台づくり推進事業」とした。	P21 ほか
高等学校生徒支援 体制充実事業	教育機会確保法の観点から、不登校は問題行動ではないという認識に基づき、多様な教育機会の確保や支援体制の充実を図るため、「いじめ対策・不登校支援等推進及び中途退学防止事業」の名称を改め、「高等学校生徒支援体制充実事業」とした。	P31
関連データ	各ページに掲載の「関連データ」を時点修正した。	各ページ
	その他、各事業の実施状況等を踏まえ、事業内容等を修正した。	各ページ
V 指標		
指標 1 1	県民意識調査による県民満足度について、宮城県震災復興計画は令和3年度終期のため、令和4年度からは新・宮城の将来ビジョンにおける県民満足度を本計画の指標とした。	P77
資料編		
	各市町村の子ども・子育て支援事業計画の中間見直し内容を踏まえ、各数値を時点修正した。	P85～P100